

平成26年12月議会

第1委員会報告資料

目 次

1	赤坂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事請負契約の締結について	1 頁
2	「福岡市地域防災計画」の見直しについて	7 頁
3	「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」の改定案について	12 頁
	【別冊資料】 福岡市防犯のまちづくり推進プラン(案)		
4	「福岡市消費者教育推進計画(案)」の策定について	14 頁
	【別冊資料】 福岡市消費者教育推進計画(案)		

市 民 局

1 赤坂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事請負契約の締結について

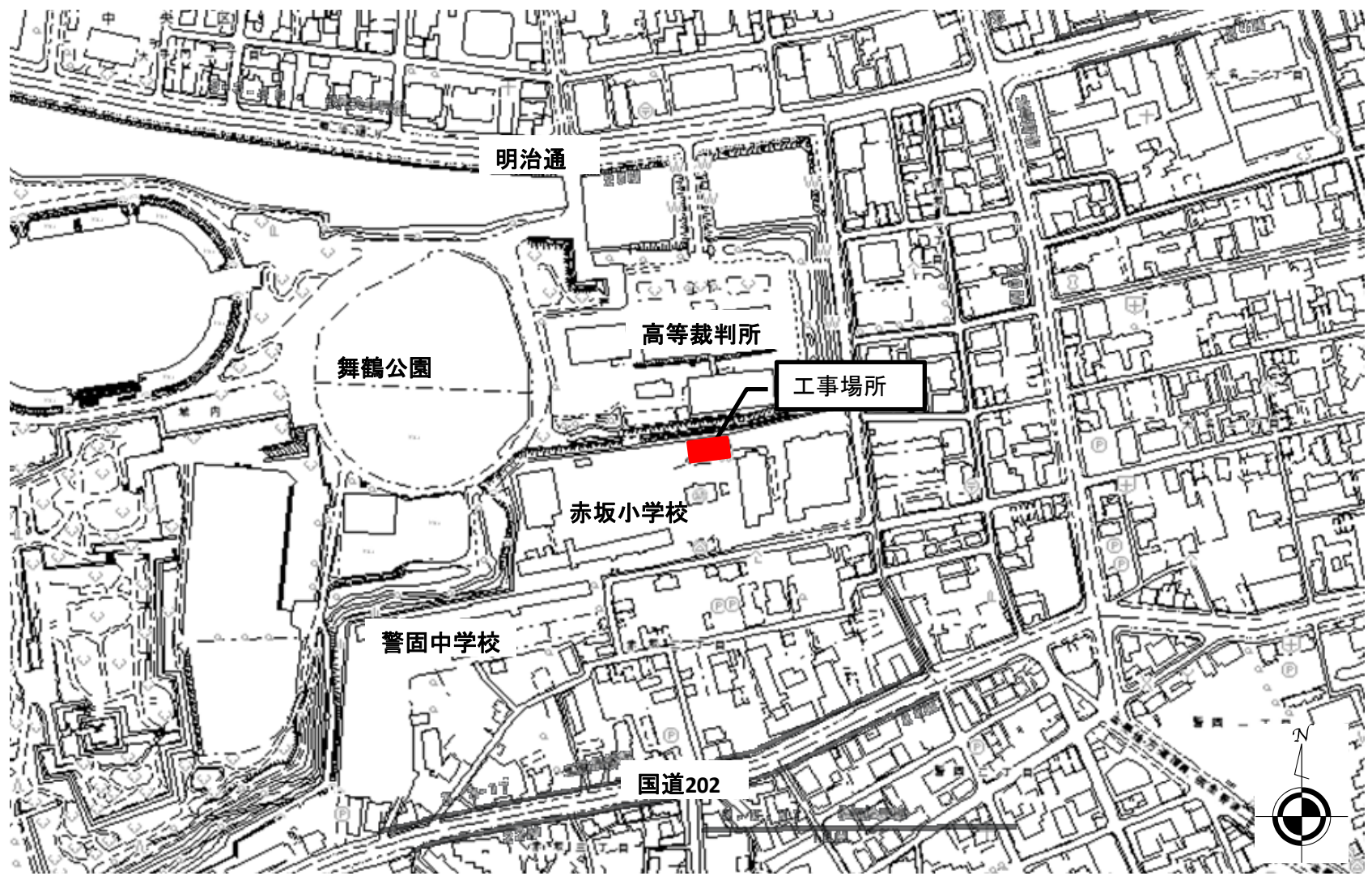
工事件名	赤坂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事					
工事概要	赤坂公民館・老人いこいの家複合施設及び赤坂小学校プールの改築工事を行うもの		摘要（別途工事）			
	◇建物概要 ○鉄筋コンクリート造3階建 延面積 826.34㎡ 建築面積 721.86㎡ ◇工事内容 ○1階：玄関・事務室・地域団体室・ロビー 児童等集会室・研修室・学習室・和室 老人いこいの家・講堂・更衣室など ○2階：倉庫・プール配管ピット ○3階：倉庫・便所・機械室・屋外プール ○その他外構工事		○空調設備工事 ○衛生設備工事 ○電気設備工事 ○都市ガス工事委託 ○ろ過装置設置工事 ○通路外構工事			
	工事場所		福岡市中央区赤坂2丁目5-20			
工事期間	平成26年10月4日～平成27年7月25日					
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札					
開札年月日	平成26年9月25日					
落札業者	香椎建設（株）					
契約金額	313,275,600円（内消費税及び地方消費税額 23,205,600円）					
予定価格	348,084,000円（内消費税及び地方消費税額 25,784,000円）					
最低制限価格	313,275,600円（内消費税及び地方消費税額 23,205,600円）					
入札等経緯及び結果	入札参加業者		技術評価点（A） 標準点（100点）＋加算点	入札金額（B） （単位：円） （税抜金額）	評価値 （A）/（B）× α	
	区分	業者名				
	地場		香椎建設（株）	121.916	290,070,000	41.973
			末永・コスモ建設工事共同企業体	121.750	310,000,000	40.554
			（株）北洋建設	124.400	314,000,000	39.618
		（株）今林工務店	125.717	316,600,000	38.508	

※評価値の計算式中のαは、「100,000,000」としている

技術評価項目の内容

工事件名：赤坂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事

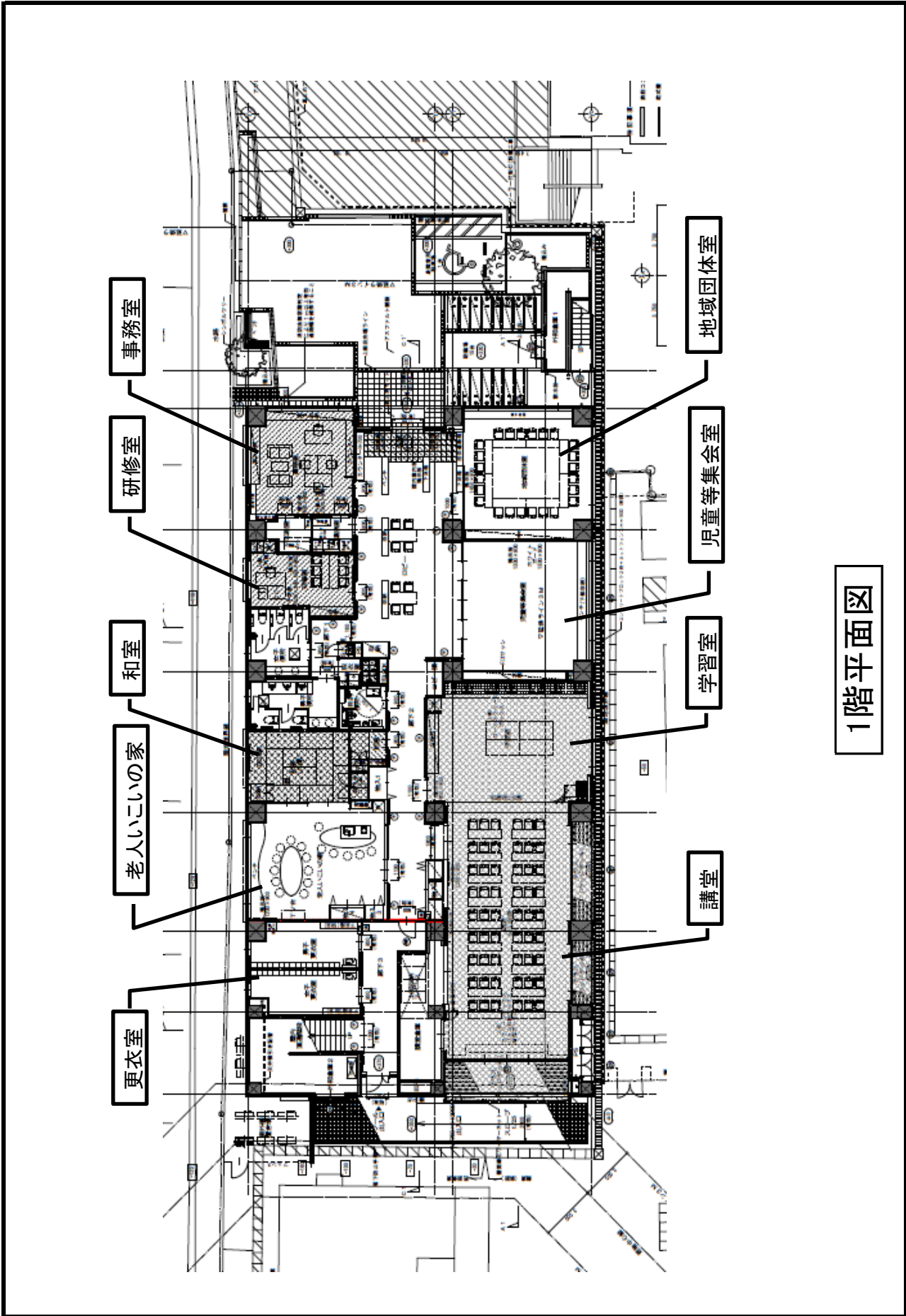
	評価分類		評価項目	配点	香椎建設(株)	末永・コスモ 建設工事共同企業体	(株)北洋建設	(株)今林工務店
	技術評価項目毎の 評価点（加算点内訳）	提案項目	技術提案	項目1 構造体コンクリートの品質確保について	10.000	7.250	7.750	8.500
項目2 児童や周辺施設利用者への安全対策について				10.000	5.000	8.500	8.000	9.500
小 計			20.000	12.250	16.250	16.500	19.000	
企業評価項目		企業の施工能力	工事成績の実績	7.000	5.666	3.000	4.400	3.967
			工事成績優良業者の表彰実績					
			同種工事の施工実績					
			品質管理への取り組み					
		技術者の能力	資格の保有状況	2.000	2.000	1.000	2.000	1.000
			同種工事の施工経験					
		社会・地域貢献	社会貢献・政策貢献	2.500	2.000	1.500	1.500	1.750
	本店所在地							
小 計			11.500	9.666	5.500	7.900	6.717	
合 計（a）				31.500	21.916	21.750	24.400	25.717
標準点（b）				100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
技術評価点（a + b）				131.500	121.916	121.750	124.400	125.717



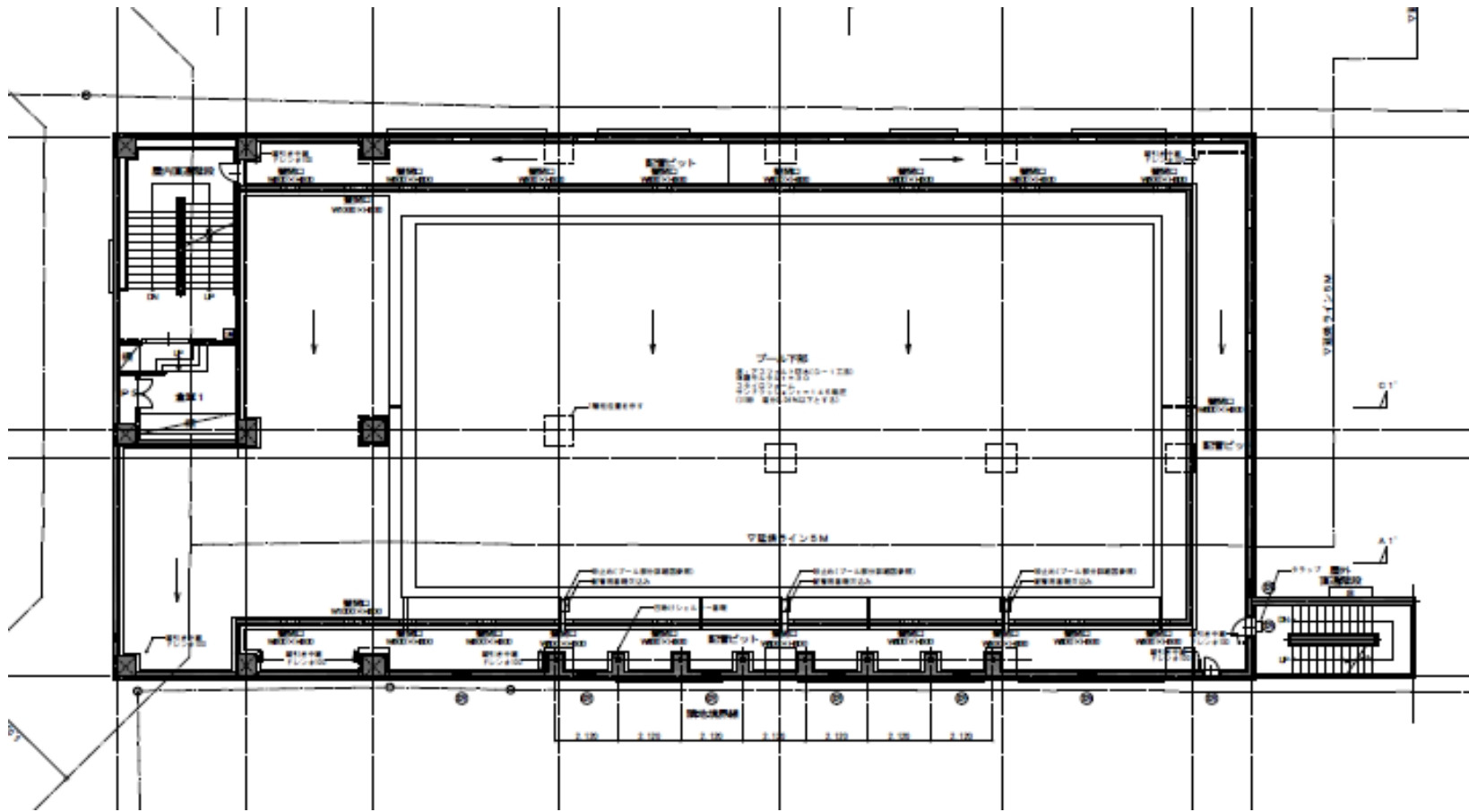
位置図



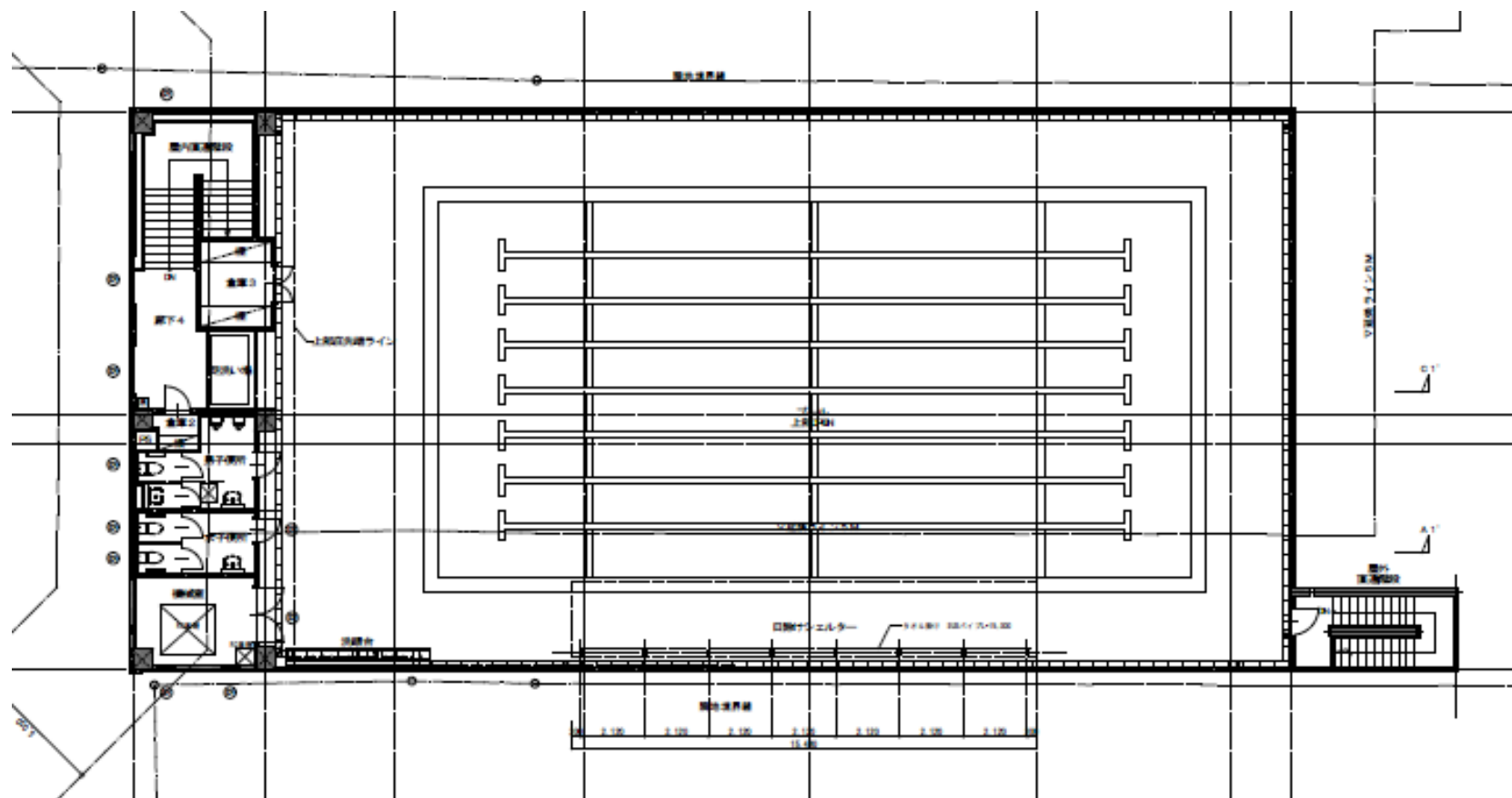
パース



1階平面図



2階平面図(プール槽)



3階平面図(屋上プール)

2 「福岡市地域防災計画」の見直しについて（平成 27 年度版概要）

1 「福岡市地域防災計画」見直しの経緯

「福岡市地域防災計画」については、災害対策基本法第 42 条に基づき、毎年、必要な見直しを行っている。

平成 23 年度からは、東日本大震災を教訓として、津波対策や液状化対策、原子力災害対策などについて、全面的な点検・見直しを行う必要があったことから、「福岡市地域防災計画見直し検討委員会」を設置するとともに、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、福岡県地域防災計画等の改定等を踏まえながら、見直し検討を進め、順次、地域防災計画の改定や原子力災害対策編の策定などに取り組んできたところである。

2 平成 27 年度版について

東日本大震災を踏まえた国・県等の計画改定に伴う地域防災計画の大幅な見直しは、平成 26 年度版までで、概ね終えており、平成 27 年度版については、これまでの改定を踏まえながら、さらに対策の具体化や充実を図るものとする。

（主な見直し項目）

- 避難支援対策の充実・強化
- 災害時要援護者避難支援対策の充実・強化

3 平成 27 年度版策定のスケジュール

平成 26 年 12 月	議会第 1 委員会への報告
平成 27 年 1 月	都市問題調査特別委員会への報告
3 月	福岡市防災会議幹事会での審議
4 月	福岡市防災会議での審議（承認）
6 月	27 年度版「福岡市地域防災計画」の策定及び関係機関等への配付

※「福岡市地域防災計画見直し検討委員会」について

【設置】 平成 23 年 6 月 1 日

【構成】 学識経験者 6 名、福岡管区気象台、福岡県、住民自治組織代表者 2 名（計 10 名）

【経過】 平成 23 年 6 月から平成 26 年 11 月までに全 12 回にわたり検討を行い、東日本大震災を教訓とした地域防災計画の改定は、平成 26 年度版までで、概ね終えることができた。本年度は、見直し検討委員会の総括と今後の課題等のとりまとめを進めており、東日本大震災を受けて設置した、見直し検討委員会は平成 26 年度で終了予定としている。

（主な見直し経過）

- 24 年度版；津波災害予防、液状化対策、原子力災害対策、業務継続計画の策定など
- 25 年度版；津波の想定、関係自治体からの避難者の受入れ、原子力災害対策編の策定など
- 26 年度版；地区防災計画の策定、被災者台帳の整備、屋内での安全確保、安定ヨウ素剤の備蓄拡充など

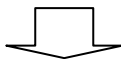
平成 27 年度版「福岡市地域防災計画」の主な見直し項目

避難支援対策の充実・強化

○避難場所等の指定

【現行】

一時避難所及び収容避難所，地区避難場所及び広域避難場所の区分や選定条件などを記載



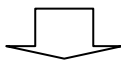
【見直し内容】

災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月施行）を踏まえ，全ての避難所・避難場所について，地震，津波，浸水害，土砂災害など災害種別ごとに適合性（位置，構造等）の評価調査を行っているところである。この調査結果に基づき，災害種別ごとに避難所・避難場所を指定する。

○避難勧告等に係る指示方法

【現行】

避難準備情報，避難勧告及び避難指示を行う場合，気象警報等や水位状況等を参考に判断基準を記載



【見直し内容】

平成 26 年 4 月に改定された国の「避難勧告等の発令判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき，土砂災害及び津波災害における避難勧告等発令の判断基準の改正を行う。

災害時要援護者避難支援対策の充実・強化

○災害時要援護者避難支援対策

【現行】

地域の「共助」による避難支援対策を推進するため，「福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取り組み方針」（避難支援全体計画）に基づき，高齢者，障がい者等の要援護者の状況把握，自治協議会等への個人情報の提供，地域による災害時要援護者個人ごとの「避難支援計画」（個別計画）の策定促進について記載



【見直し内容】

災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月施行）を踏まえ，庁内のプロジェクトチームで検討中であり，要援護者名簿の作成方法，その対象範囲や名簿の提供先，名簿の更新に関する事項などの改正を行う。

※災害対策基本法の改正要旨

- 避難行動要支援者名簿の作成が市の責務となった。
- 名簿作成のために，行政情報の内部利用が可能となった。
- 避難行動要支援者名簿情報の目的外の内部利用が可能となった。
- 名簿情報は，地域防災計画の定めるところにより，本人の同意のもと，避難支援等関係者に提供することができる。（災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，本人の同意なしに提供可能）

そ の 他

○地区防災計画

【現行】

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市内の居住者等から地区防災計画の提案等があった場合、必要に応じ、福岡市地域防災計画に定めることを記載



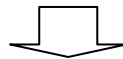
【見直し内容】

提案手続きの方法など制度を具体化する。

○津波浸水想定

【現行】

平成 24 年 3 月に福岡県が公表した「津波に関する防災アセスメント調査」結果に基づき、福岡市において被害が想定される断層として、対馬海峽東の断層や周防灘断層群主部を波源とする津波高や到達時間、被害想定を行政区ごとに記載



【見直し内容】

津波防災地域づくり法(平成 23 年 12 月施行)に基づき、福岡市に影響を及ぼす津波として、新たに菊川断層や西山断層を波源とする津波想定を、平成 26 年 8 月に国が公表^{*}した。

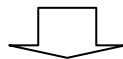
これを受け、福岡県が実施する津波浸水シミュレーションの結果等(平成 27 年 3 月予定)を踏まえ、想定を修正する。

※別紙参考資料・・・「日本海における大規模地震に関する調査検討について」

○災害時における放置車両の移動等

【現行】

記載なし



【見直し内容】

平成 26 年 11 月の災害対策基本法の改正を受け、緊急車両の通行を確保するため必要がある場合、道路管理者が自ら放置車両等を移動する等を規定する。

日本海における大規模地震に関する調査検討について

【日本海における津波の想定】

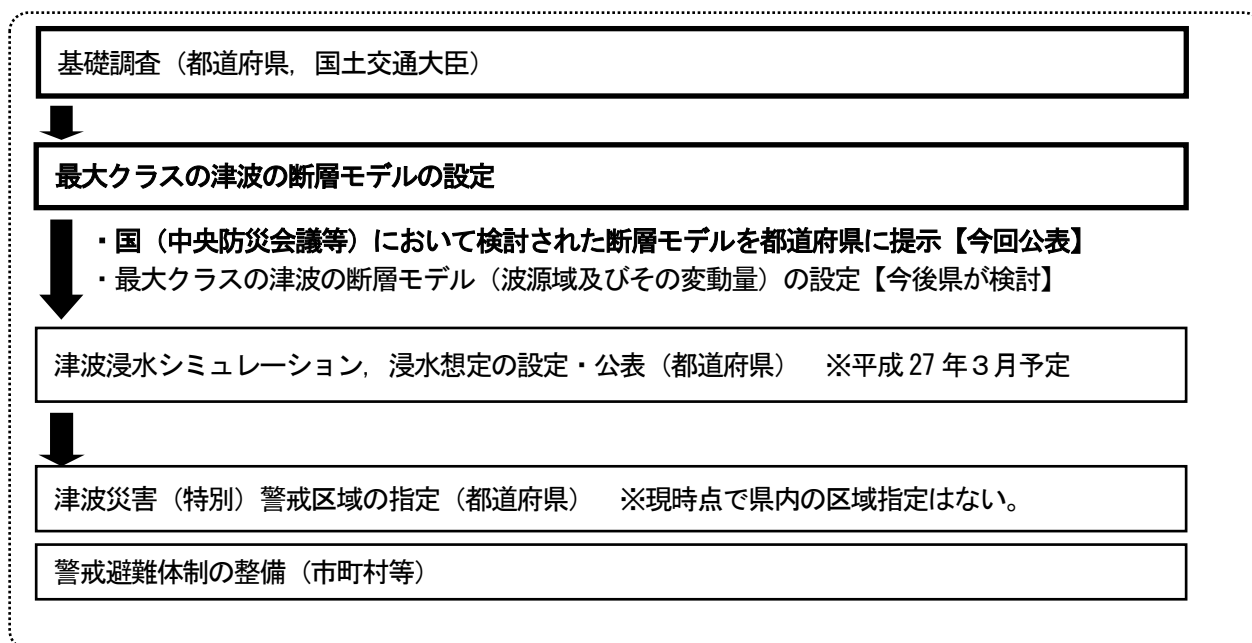
平成 26 年 8 月 26 日公表の報告（概要）より抜粋 [公表：国土交通省・内閣府・文部科学省]

◎「津波防災地域づくりに関する法律」における津波浸水想定について

【津波防災地域づくりに関する法律】（H23.12 公布・施行） 第 8 条第 1 項

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

◎津波防災地域づくり法に基づく「基礎調査」から「津波浸水想定」までの流れ



◎平成 26 年 8 月に国が公表した福岡市に影響がある津波想定

津波断層 モデル No.	想定断層名	マグニチュード (Mw)	最大津波高 (m)	津波到達時間最短値 (分)
F 59	菊川断層(山口県下関市付近)	7.4	1.7	55
F 60	西山断層(福岡県宗像市付近)	7.6	1.5	8

参考) 平成 24 年 3 月公表の福岡県による津波想定

想定断層名	マグニチュード (Mw)	最大津波高 (m)	津波到達時間最短値 (分)
対馬海峡東の断層	7.2	2.15	96

◎課題

今回の国公表による最大津波高は、菊川断層を波源とする津波 1.7m となっており、平成 24 年 3 月に福岡県が公表した対馬海峡東の断層を波源とする最大津波高 2.15m よりは低くなっている。

一方、第一波の津波到達時間は、対馬海峡東の断層を波源とする津波 96 分に対して、西山断層を波源とする津波は 8 分と非常に短くなっている。

3 「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」の改定案について

平成26年4月1日施行の「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（以下『条例』という。）」を踏まえ、「福岡市防犯のまちづくり推進プラン（以下『プラン』という。）」の改定について、検討を進めている。このたび、作成した改定案について、パブリック・コメント手続に先立ち報告するもの。

1 プラン改定の趣旨

条例第9条に基づく「推進計画」として位置づけ、福岡市基本計画（平成25年度～平成34年度）、政策推進プラン（平成25年度～平成28年度）を上位計画とし、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向け、具体的な施策を推進していくため改定するもの。

2 基本的な考え方

(1) プランの目標

犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、その実現のため、条例制定時に設定した以下の4つの重点目標について、市民等が自らの安全確保や地域防犯活動に取り組むことができるよう、防犯施策を推進していく。

- | |
|---------------------------|
| 重点目標1：防犯意識の高いひと・地域づくり |
| 重点目標2：地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進 |
| 重点目標3：少年非行の防止活動の推進 |
| 重点目標4：防犯環境に配慮したまちづくり |

(2) プラン策定に当たっての視点

条例の規定や関係機関、関係局の意見を参考にして「市民等の防犯意識の醸成」、「地域防犯活動の促進」、「関係機関との連携」の3項目を視点とする。

(3) プランの期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(4) プランの推進体制

条例第8条に基づく推進体制である「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下『推進本部』という。）」において、プランに基づく取り組みを推進。

さらにプランの進捗状況などの管理及びその検証を行い、公表するとともに、推進本部の意見等を踏まえ取組の改善を図っていく。

3 プランの成果指標

	現状値（平成25年）	最終目標値（平成31年）
福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合	29.9%	50%
自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合	60.6%	70%
刑法犯認知件数	23,399件	18,000件

4 プランの主な取り組み

「2 基本的な考え方」に基づき、犯罪の現状を踏まえ、4つの重点目標ごとに具体的な取り組みを示している。

重点目標1：防犯意識の高いひと・地域づくり

- ① 広報・啓発
 - ・防犯意識を高める広報・啓発の実施 など
- ② 地域防犯活動の支援
 - ・地域のパトロール活動に対する支援 など
- ③ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保
 - ・子どもたちのセーフティプランの作成・配付 など
- ④ サイバー空間における安全の確保
 - ・情報モラル研修の実施 など

重点目標2：地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

- ① 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進
 - ・青色回転灯付きバイクによるパトロール活動 など

重点目標3：少年非行の防止活動の推進

- ① 少年の規範意識の向上等
 - ・規範意識の向上を図るための取組の実施 など
- ② 非行を起こした少年の立ち直り支援
 - ・ボランティア活動等による立ち直り支援 など

重点目標4：防犯環境に配慮したまちづくり

- ① 道路等・住宅・学校等の防犯性の向上
 - ・「防犯環境設計指針」の広報啓発 など

◆プランの特色

(1) 「福岡市防犯強化ウィーク（仮称）」の創設

市民が防犯について考え行動したり、地域防犯活動への参加を促すきっかけづくりとするため、「福岡市防犯強化ウィーク（仮称）」を創設し、防犯に関する啓発を集中的に行う。

(2) 「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」の創設

自転車盗や住宅侵入窃盗は無施錠による割合が高いなど、防犯意識が希薄となっていることも一因と考えられることや、大学周辺においては自転車盗やオートバイ盗が多発していることなどから、「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」を創設し、大学等と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的に行う。

5 今後のスケジュール

(1) 平成27年1月上旬～2月上旬 パブリック・コメント手続を実施

(2) 平成27年3月 「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」総会の審議を経て改定

4 「福岡市消費者教育推進計画（案）」の策定について

平成24年12月13日施行の「消費者教育の推進に関する法律（以下『法』という。）」を踏まえ、「福岡市消費者教育推進計画（以下『推進計画』という。）」の策定について検討を進めている。このたび、作成した推進計画の案（以下「計画案」という。）について、パブリック・コメント手続に先立ち報告するもの。

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

高齢化・高度情報化の進展に伴い消費者被害も多様化・深刻化が進んでおり、消費者教育の推進がこれまで以上に必要になっている。これからの消費者教育は、消費者の被害防止にとどまらず、消費者が主役となる社会を目指すことが求められていることから、福岡市では、「安全で安心できる消費生活の実現」を目標に掲げ、市民（消費者）、消費者団体、地域の団体、事業者など様々な担い手と連携して、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくため、推進計画を策定するもの。

(2) 推進計画の位置づけ

法及び法に基づき策定された国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）及び「福岡県消費者教育推進計画」（平成26年6月策定）を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるもの。

(3) 推進計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(4) 推進計画の推進体制

市民局生活安全部長を議長とし、庁内の関係課で構成する「福岡市消費者教育推進会議」を新たに設置し、推進計画に基づく取組みを推進していく。推進計画の進捗状況などの検証・評価については、「福岡市消費生活審議会（以下『審議会』という。）」において行い、これを公表するとともに、審議会の評価等を踏まえ、取組みの見直しを行っていく。

2 推進計画の成果指標

	現状値（平成25年）		目標値（平成31年）	
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	83.2%		現状維持 (90%程度を維持)	
	内	心がけている	36.6%	40%
	訳	どちらかといえば心がけている	46.6%	50%

3 策定作業の経緯

平成25年12月～平成26年3月 消費者教育推進のための基礎調査実施
平成26年 7月 審議会に推進計画の策定について諮問
～12月 審議会を4回開催し、推進計画に定める事項について審議

4 計画案の主な取組み

「1 基本的な考え方」に基づき、消費者を取り巻く現状と課題を踏まえ、4つの重点目標ごとに具体的な取組みを示している。

重点目標1：様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と取組みの推進

- ① 地域や学校、事業者などの担い手（主体）の役割への理解と相互の連携
 - ・市民（消費者）、地域、学校、事業者、行政の役割への理解の促進、相互の連携
- ② 消費生活センターによる消費者教育の支援
 - ・様々な担い手が行う消費者教育の取組みへの支援
- ③ 市民（消費者）として期待される心構えと理解の促進
 - ・消費者トラブルの回避、消費生活相談の活用や呼びかけ、環境や健康に配慮した消費生活 等

重点目標2：若年者に対する消費者教育の推進

- ① 効果的かつ適切な啓発の推進
 - ・大学や職場での情報提供の実施、県警等と連携した街頭キャンペーンの実施 等

重点目標3：高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

- ① 地域等と連携した啓発の推進
 - ・出前講座の実施や訪問販売お断りステッカーの配布 等
- ② 福祉関係者等との連携による高齢者等への支援
 - ・日常生活を支援している福祉関係者等との連携、消費生活サポーターによる情報提供 等

重点目標4：学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進

- ① 学校での取組みの推進
 - ・学習指導要領に基づく消費者教育の実施、保護者への情報モラル研修 等
- ② 学校における消費者教育の支援
 - ・高校3年生を対象とした出前講座の実施 等

◇ 計画案の特色

(1) 様々な担い手による消費者教育の推進

- ・様々な担い手が消費者教育を行うことがふさわしいことから、市民（消費者）、地域、学校等の担い手にそれぞれの役割への理解を促し、相互に連携することで、消費者教育を推進していく。

(2) 大学新入生への啓発

- ・大学等において消費者教育を実施することが効果的であることから、福岡市防犯のまちづくり推進プランの中で創設される「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」において、大学と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的に行う。

(3) 学校教材の作成と中学校における消費者教育講座の実施

- ・学校における消費者教育が効果的に実施できるよう、学校の授業で活用できるワークブックなどの教材の作成・提供や、消費生活相談員等を講師とした、中学校における消費者教育講座を実施する。

5 今後のスケジュール

(1) 平成27年1月上旬～2月上旬

(2) 平成27年3月

計画案のパブリック・コメント手続を実施

審議会から答申

推進計画を決定